

平成28年3月定例会

# 公立岩瀬病院企業団議会会議録

平成28年3月29日

午後2時10分 開会

○議長（大越 彰君）

改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいまより、平成28年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が提出されております。印刷の上、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、3番、相楽健雄議員、4番、鈴木正勝議員、5番、菊地洋議員を指名いたします。

この際、日程第3、議案第1号から、日程第8、議案第6号までの議案6件を一括して議題といたします。

あらかじめお願い申し上げます。説明、質問及び答弁に当たっては、議席で起立の上、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは、提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（伊東幸雄君）

それでは、よろしく願いをいたします。

本日、平成28年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には何かとご多用のところご参集いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会におきましては、ただいま一括議題となりました公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例など、議案6件につきましてご審議をいただくこととなりますけれども、提案理由の説明に先立ちまして、病院事業の概要についてご報告を申し上げます。

まず、産科・婦人科の開設に向けまして、産科婦人科診療棟増設工事が進められております。工事の進捗管理につきましては、外来診療、入院療養を継続した中での困難な工事となっておりますが、安全の確保に配慮し、29年4月の開設に向けて計画的に進めまいります。現在、基礎工事が進められておりまして、3月末時点での出来高を7.4%と見込んでおります。

当事業でございますけれども、新病棟・新外来棟建設という大きな事業から、間をあけずにしての新たな施設整備となりますので、事業実施に当たりましては、これまでの施設整備に係る財政支援の枠組みを超えた負担について、構成市町村との協議を進めてまいりました結果、財政支援のもう一つの大きな柱としております福島県地域医療介護総合確保基金からの補助額を除きまして、当面、平成27年度から5年間については、構成市町村のご負担ということでご理解をいただいたところでございます。

なお、県の関係の基金ですけれども、補助額は今年度、補助対象額の30%に相当いたします1億7,780万円というふうに確定をしております。残りの70%相当額、また、28年度においては医療機器等の整備費用等が出てまいります。これらの費用とあわせて申請をすることとしておりまして、今般の建設工事費の高騰などもありますので、こういった事情を説明しながら、少しでも増額が図られるよう、鋭意県との協議を進めていきたいと考えております。

当地域の将来を見据えたときに、子供を産み育てられる環境の整備が大きな財産となり、地域発展の重要な要素となるものと考えております。議員の皆様方には特段ご協力、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

次に、常勤医師体制でございます。

平成28年4月の異動といたしまして、整形外科医師1名が着任をいたします。この時点で常勤医師体制は26名というふうになるんですが、これまで勤務していた、これも整形外科医師1名が近く退職の予定ということになっております。

あと、研修医の関係でございますけれども、臨床研修医については2カ年間の初期研修を修了した医師の1名退職と、新規にこの4月から研修を始める医師の採用による入れかえがあります。加えまして、前年11月から研修を始めた医師と合わせまして、研修医は3名というふうになりますので、新年度の常勤医師体制は今年度と変わらず25名の体制ということで考えております。

また、福島県立医科大学寄附講座、周産期・小児地域医療支援講座からの小児科医の派遣継続、さらには須賀川市との連携で健康長寿推進事業を展開する中で、福島県立医科大学臨床研究イノベーションセンターからも、引き続き外来診療の支援をいただくこととなっておりますので、医療提供体制の向上に努めてまいりたいと思います。

引き続き、常勤医師の招聘というものが喫緊の課題でございますので、福島県立医科大学への派遣要請、これはもちろんでございますが、あわせて関東圏あるいは関西圏などの県外の大学病院にも招聘活動を続けてまいりたいと思っております。

なお、現在、常勤の勤務医として招聘活動を具体的に進めている方がおりますので、こちらは、赴任に向けて今準備を進めております。赴任されれば、またご報告ができるかと思っております。

次に、公立岩瀬病院中長期計画の進捗状況でございますけれども、本件につきましては、4月13日、来月になりますが、中長期計画評価委員会を開催していただきまして、4年度目の取り組み等について評価を行う予定としております。

本計画の中で、病院運営の4つの基本方針、さらには7つの重点課題を打ち出しておりますが、全職員で改革・改善に取り組んできているところです。28年度が計画最終年度となりますので、平成29年度からまた新たな計画をつくるということで、新改革プランの策定を、新年度取りまとめてまいりたいというふうに思っております。この点につきましても、議員の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、27年の4月から平成28年の2月までの病院の運営についてでございます

す。

入院患者数が2月末現在で6万3,299人というふうになりますが、実はこれは対前年度の同期と比較しますと、415人ほど減っております。病床稼働率が78.7ということになります。前年度実績を下回っておるという結果になっております。

その一方、外来患者は増加傾向を示しております、2月末で6万7,671人、こちらのほうは前年度同期対比で2,435人ほどふえております。対前年度累計比では103.7%ということで、こちらのほうは前年度を上回ることができると思います。

入院患者数を、前年度との比較、数字上で見てみますと、9月、10月、1月、こういった長期の休暇、連休が続く月の減少が大きくなっております。

いろいろ新年度において病院運営の実態というものももう一回点検をし直しまして、27年度実績を踏まえながら、また引き続き新たな病棟、外来棟、医療機器を最大限活用すること、更にいわゆる2025年問題、我々団塊の世代が75歳を越えるという年でございますけれども、ここに対応するために地域包括ケアシステムの構築、これを病院としても念頭に置いておりまして、このために、1病棟を新たに地域包括ケア病棟として再編をするため、先ごろ院内に準備委員会を設置したところでございます。今後、導入に向けました試行などを行いながら、その結果を見定め、改めて議会のほうにご報告をした上で、28年度内にもこの病棟を導入していきたいというふうに考えております。

在宅復帰を支援する地域包括ケア病棟でございますから、先ほど申しました地域包括ケアシステムの構築に向けまして、当院の役割を果たす上で必要な施策であるというふうに認識をしております。また、結果として、病床稼働あるいは診療単価の確保にも寄与できるのではないかとというふうに考えます。

こういったことを踏まえまして、平成28年度予算(案)につきましては、先ほど申し上げました常勤医師などの現状の医療提供体制をもとに収入見込み額を精査し、その中で産婦人科の開設に向けた準備、あるいは地域包括ケアシステムへの対応、また新たな改革プランの策定、こういったことを初め、診療体制や医療機能の充実を図るための予算編成作業を進めてまいったところでございます。

まず、収益的収支のうち、収入に係る積算基礎となります入院患者数を7万6,

760人、病床稼働を87.5と置きまして、これは1日当たり210人ほどの人数となります。外来患者数については7万7,760人、これは1日当たり320人と見込みまして、診療単価等を勘案し、総額53億3,707万円余りとするものでございます。

なお、バランストスコアカードの手法を活用しながら、この予算目標達成のための管理にも努めていきたいと思っております。この28年度予算額は、前年度当初比では約3.1%、1億6,212万円余りの増となります。

また、支出でございますけれども、これまでの施設整備、医療機器の導入による企業債の元利償還、あるいは減価償却費の増加、ちょっと大きいのは、やはり引き続き消費税負担、こういう厳しい要因がございますが、人員配置あるいは医療資源の効率的な活用を図る中で、最大限の医療活動を提供していく体制として、引き続き経費削減にも努めるなど、収入見積額と同額とするものでございます。収支均衡の予算としております。

なお、前年度、須賀川市から5億円を借り入れしております。これまでの病棟などの建物の建設費用や医療機器購入等の企業債の償還金が一時的に多額となるための対応策として、3年間の据え置き期間の後、10年間で償還期間としてご融資いただいたものでございます。

このような経営の現状を踏まえまして、さらに職員全体で経営の改善に取り組み、将来を見据えた病院経営の安定化を目指して経営改善に取り組んでまいります。

なお、平成28年度予算案の詳細につきましては事務長より説明させますが、いずれも極めて重要な案件でございますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

今期定例会には、ただいま申し上げました平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算、さらには、新たな会計制度に基づきます平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資本金の額の減少、こういった議案を含めまして計6件の議案を提案しております。詳細につきましては、この後ご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、速やかな議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

ありがとうございました。

○議長（大越 彰君）

事務長。

○事務長（松田広信君）

事務長です。それでは、企業長に引き続きまして私のほうから、議案につきまして上程理由をご説明いたします。

議案第1号でございます。お手元の議案書をごらんください。

議案第1号は、「公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例」でございます。こちらは、国の行政不服審査法、これが改正されまして、その施行に対応するために、当企業団におきましても関連条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、文言の訂正が多いんですが、議案書と、それから新旧対照表をお手元にお配りしてございますので、こちらをごらんになっていただきたいと思っております。これは、国の法律に対応した個人情報保護条例の文言の修正でございますので、一つ一つご説明を申し上げることは省略をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大越 彰君）

事務長、一括説明で。

○事務長（松田広信君）

一括でよろしいですか。わかりました。

では、続きまして、順々にご説明をさせていただきます。

それでは、続きまして議案第2号に移らせていただきます。お手元の議案書、議案第2号をごらんください。

議案第2号は、「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

当企業団企業長の給与は、議案書及び新旧対照表をお手元にお配りしてありますが、ここからもわかりますように、条例の附則で減額規定を設けております。厳しい経営に鑑みて、企業長みずから減額をするという規定でございますが、前年度に引き続き平成28年度も10%減額をする——これは前年度同じ扱いでございます。28年度も継続することにいたしたいと思ひ、条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第3号をごらんください。こちらは「公立岩瀬病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

こちらは、地方公務員法の改正に合わせて、条例の一部を改正するものです。新旧対照表がございますので、ごらんいただきますと、改正前と改正後で比べますと、従来ありました(6)、改正前のところの「(6)職員の研修及び勤務成績の評定の状況」と、この「勤務成績の評定の状況」のところは削られまして、改正後は新たに、ここでいう(2)と(7)が加わりました。「人事評価の状況」と「退職管理の状況」、これは国及び地方自治体の改正と軌を一にしたものでございます。

続きまして、議案第4号でございます。こちらは「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」でございます。

健康保険の対象のほかに、自由に料金を決められる自由診療の部分がございしますが、その使用料、手数料を条例で定めております。その具体的な料金等は別表に定めておりますが、その別表中の第6項の検診検査料、この内容を今回改定するものでございます。

これは新旧対照表を見ていただいたほうがわかりやすいかと思っておりますので、新旧対照表をごらんください。新旧で対照させておりますが、旧のほうと比べて新のほうで項目がふえてございます。旧のほうでいいますと、ここでいうとHPV検診のところまで、これが新のところでいいますと(1)から(8)までのところでございます。これは従来と同じ項目でございます。

ただ、この中で、アミノインデックスというのはがんの検査でございますが、その種類を少しふやして、それに伴って料金も改定しております。

それから、従来に比べてふやした項目がございます。それが新のほうの(9)から(11)でございます。(9)のAGE検査、これは老齢化の検査ですね。それから(10)は体組成、これは脂肪等の検査ですね。それから(11)は、これは大腸がんの検査法でございます。その(9)、(10)、(11)を項目としてふやして、そこに新たに料金を設定させていただいたということでございます。

今回、この料金の水準につきましては、近隣の状況を調査しまして、適切な水準に設定をさせていただいております。検査を充実させるという趣旨の改正でござ

ざいます。

続きまして、議案第5号でございます。議案第5号は、「平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についてのご提案でございます。

病院の予算は、議会の承認なしには立てられないということになっておりまして、予算編成をして、それを議会にお諮りして、議会で議決をいただいて初めて予算として成り立って執行できるということでございます。これは地方公営企業法第24条第2項の規定に基づいて、議会の承認をいただくということでございます。

お手元に予算書ございますので、まずは1ページをごらんいただきたいと思えます。こちらに今回の会計予算の総括的なまとめがございますので、この1ページ、2ページでご説明をさせていただきたいと思えます。

なお、ここに出ている金額は全て消費税込みの金額でございます。

まず、予算編成の考え方でございますが、その考え方が第1条に掲げてございます。こちらは、先ほど企業長からの趣旨説明の中でございましたように、大きく3つのことを重点事業として予算を編成させていただきました。

1つは、中長期計画を5カ年計画で進めておりますが、28年度はその最終年度に当たります。それで、この計画に基づいていろんな病院の機能を整備してまいりましたが、仕上げの年度でございますので、これまで整備してきた病院の機能を最大限活用して、地域の中核病院としての役割を立派に果たしていきたいと、そのための予算を計上させていただく。

それからもう一つは、産科婦人科の開業に向けた取り組みでございます。特にこちらは人件費も膨らみますし、それから、設備投資も28年度を中心に行いますので、関連した予算が必要になっておりますので、それを今回手当ていたしました。

それからもう一つは、地域包括ケアシステムですね。特に、企業長からの説明がございましたように、地域包括ケア病棟を導入することに向けて今準備をしておりますが、それに向けた、地域包括ケア病棟に限らず、それを実際に実行していく上で必要な人員体制等についても、全部ではございませんが、頭出しの手当てをしてございます。

そういったようなことで、この3つの事柄を特に念頭に置きまして、予算を編成させていただいております。

続きまして、第2条でございますが、これはいわば病院の業務計画でございます。

ここは幾つか数字を上げてございますが、これも大きく言いますと2点に集約されます。1つは患者数をどう見込むか、もう一つは1人当たりの診療単価、入院患者さんについては入院単価でありますし、外来の患者さんは外来の診療単価でございますが、1人当たりの単価でございますが、それをどう見込むかということでございます。

先ほど企業長のほうから実績についての言及がございましたが、27年度の実績は、外来は非常に活発でしたが、入院の患者さんは、前年26年度に比べて少し減少したということとか、単価も入院は少し下回りました。外来のほうはかなり堅調であったというようなことがございますが、そういったことを踏まえまして、まず、患者数の計画でございますが、こちらは入院、外来とも27年度と全く同じ水準に設定してございます。つまり、入院患者さんは1日当たり210人、これは病床稼働率、利用率でいいますと87.5%、かなり高目の目標設定になってはいますが、これは27年度もこれで走りました。27年度は残念ながらこの目標を達成できませんでしたので、28年度こそという思いを込めて、28年度も同じ水準に設定をさせていただいております。

一方、外来のほうですが、こちらは、堅調ではあったんですが、実績は320人を下回りやはり目標は達成できておりません。こちらも27年度と同じ水準の目標を掲げて、頑張っていこうということでございます。

それから、診療単価でございますが、入院のほうは、これは前年度、平成27年度の計画では4万2,800円でございますでしたが、それを4万3,000円に200円アップさせる計画としています。これにつきましては、実績は4万円ちょっとなんです。2月末の実績ですと、4万590円です。ということで、かなり下回っております。なぜここまで引き上げる目標にしたかといいますと、今この診療単価のアップを目指していろんな取り組みを始めてございます。その効果が必ずや出てくるであろうということで、4万3,000円という、現状と比べると高い診療単価で計画をしてございます。

それから、外来の診療単価でございますが、こちらは実績がかなり高くなってきてまして、27年度の計画では1万2,400円という単価を設定してはいたしましたが、2月までの実績は1万3,385円と、計画をかなり上回っております。外来のほうは、この実績の単価をもうちょっと上乘せしまして、1万3,900円とし

てございます。

なので、単価のほうで見ますと、入院単価のほうは努力目標の様相が少し入っておりますが、それは取り組みをやっているということを踏まえた料金設定、それから、外来のほうは実績がかなり上がってきておりますので、それを、目標ですので、少し上乘せをして目標を設定した。そんなような形で単価を設定してございます。

業務の計画は以上でございます。

続きまして、第3条でございますけれども、こちらは、2条の業務の計画を踏まえて、収益と費用を積み上げてございます。

前年度に比べますと、病院事業収益全体では前年度比3.1%の増という計画になっております。それから、病院事業費用のほうにつきましては、2.3%増という水準で計画の数値を積み上げております。結果として、収支が均衡となるような予算を今回組んでおります。特に支出のほうにつきましては、予算としてこういう形で組んでおりますが、執行に当たりましては、厳しい経営状況に鑑みまして、できる限り一つ一つの経費の執行については吟味をしながらやっていくということしております。その体制もいろいろと組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、第4条でござひますが、資本的収入及び支出の計画です。こちらはいわば設備投資の計画でござひます。これは、建物、設備、医療機器等について、どういふものを取得するの、また、それをどうやって資金調達するの、そういう計画でござひます。

この収入と支出とを比べていただきますと、差がござひます。収入のほう、第4条に書いてござひますように、1億3,100万ほど足りなくなっております。この不足分はどこで調達するかということですが、これは内部留保から補填するという計画です。ただ、一応計画はこうなつてはいますが、できるだけこの1億3,100万を使わないように、不要不急の投資はしない、医療の安全、医療の質ということにつながる、本当に必要な投資に限って投資をするというふうにご考慮してござひます。

それで、今回全体の規模を見ますと、とても膨れ上がつております。これは、27年度の予算額で比べますと、収入のほうは2.9倍になつてはいます。それから、支出のほうは2.57倍になつてはいます。これはひとえに、産科婦人科の計画が

今年度実行されるということの結果でございます。産科婦人科の資金調達につきましては、構成市町村のご理解が得られておりまして、当初の5年については企業債を発行して調達しますが、その返済は全額、構成市町村に支援していただけるということになっております。5年後以降につきましては、またそのときの状況で協議をさせていただくということになっております。

以上が設備投資の計画でございます。

続きまして、2ページを開いていただきたいと思っております。

第5条でございます。継続費でございます。これは何かと申しますと、産科婦人科の事業というのが単年度の事業ではございませんで、27年度、28年度と年度をまたいでやる事業ですので、あらかじめ一括して予算に計上して執行させていただいております。

昨年の11月に開催されました9月の定例会におきまして、当時の状況を踏まえまして、工事費がどうしても上がっているということで、当初予定していた工事費につきまして増額の審議をしていただきまして、認められた。その結果がこの総額の31億1,000万でございます。このうち27年度の執行見込み分が、その年割額のところにありますように3億2,900万円でございます。31億1,000万円からこれを引きました残りが28年度に執行見込みの金額でございます。27億8,000万円という金額になっております。これが継続費の内容でございます。

続きまして、企業債でございます。企業債は、今まで申し上げた設備投資の計画に必要な資金の一部を企業債で調達をするということでございます。限度額を定められておりまして、21億1,800万という限度額を設定させていただいております。

それから、第7条、一時借入金、これは、資金繰りは基本的に手元の資金でやっていますが、何かの事情で一時的に資金が不足したというときに、須賀川信金さんとの契約で、2億5,000万円という当座貸し越しの枠を設定させていただいております。その限度額がここに計上している一時借入金でございます。2億5,000万円、これは前年度と同じでございます。

それから、第8条でございます。こちらは、議会の承認なしには流用できない経費について計上させていただいております。職員の給与費と交際費の2つの科目を計上させていただいております。

それから次、第9条、補助金でございます。こちらは、構成市町村からの補助金、国等からの補助金、福島県からの補助金等がここに掲げてございます。それぞれの内訳は明細のほうに出ておりますが、ここは総括でございます。このうち、例えば、これが先ほど企業長のほうから説明させていただきました福島県地域医療介護総合確保基金も見込んでおりまして、27年度もいただきましたが、28年度につきましても引き続き申請をする予定です。

最後になりましたが、第10条でございます。これは棚卸資産の中でも貯蔵品、薬品費と給食材料費の購入限度額を、いつもこの予算で設定させていただいております。前年度は10億円でした。それが今年度は6億5,000万円で、貯蔵品の内容を検討した結果、項目を減らしたために、それに連動して金額も減りました。今回見込んだのは薬品費と給食材料費だけでございます。

以上、全体を通してご説明をさせていただきました。それぞれの項目についての詳細は3ページ以降にございますので、ごらんいただければと思います。

以上、議案第5号でございます。

続きまして、議案第6号でございます。これは、先ほど全員協議会でご説明させていただいたものの議決でございます。先ほど詳しく説明をさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案6件につきまして、提案理由をご説明させていただきました。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（大越 彰君）

これより、議案第1号「公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第1号「公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、大倉雅志議員。

○6番（大倉雅志君）

先ほどの説明ですと、経営状況を考慮してということで、前にも、昨年、そして今回もということでありますけれども、経営の状態ということの基準、判断というのはどこに置かれて給料にまで影響してしまうのかということですか。

それと、これはほかの職員の皆さんにも連動する性格のものなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大越 彰君）

ただいまの6番、大倉雅志議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

企業長。

○企業長（伊東幸雄君）

企業長の給与減額については、私が着任した年度から既にこういうふうになっておまして、当時の経営状況が、やっぱり欠損金が出ておまして、翌年わずかに減って、22年度に実は一回黒字になりましたので、そのタイミングで私もこれを撤回しておこうかなと思った矢先に東日本大震災に見舞われました。その後、1億円未満でしたが欠損金がありました。ただ、その後、施設整備を重ねる中で、やはりなかなか経営状況が、いわゆる収支がとんとんだということにはな

かなかならないので、収支が改善されるまでは、この条例を通していただきたいと思っております。

職員のほうとは必ずしも連動しませんけれども、現実問題として、今、職員のほうも、いわゆる期末・勤勉手当、1カ月分をこれも私と同じようにカットされております。回復のタイミングも、先ほど言った資本勘定と累積欠損金の関係で、ある程度めどがき、あるいは病床稼働率が、大体私どもは85%ぐらいあれば採算ベースに乗るだろうと思っているので、その辺なるべく早く達成できるようにみんなで努力しながら、回復していければというふうに思っております。

いずれにしても収入を伸ばさないと、なかなかタイミングがつかみづらいので、もう一段、収入を伸ばせるように努力をして対応する。企業長給与は、収支とんとんになるまでは、こういう方針でいかせていただきたいというふうに思っておる次第でございます。

○議長（大越 彰君）

6番、大倉雅志議員。

○6番（大倉雅志君）

先ほど事務長からモチベーションの話がありましたけれども、やっぱり給料が下がってしまうと、どうしてもモチベーションは下がってしまうと。大事なのは、その前提として働く条件なり、病院の基本的条件がどういうふうになっているかということによっての病院の魅力といいましょうか、病院としての質の高さということが維持されるんだろうというふうに私は考えておりますので、これ以上申し上げませんが、ぜひ企業長を含めて、これは恐らく公務員の給与に基づいての給与の設定という形になっているんでしょうから、やっぱりそういうところに沿った形での運営ということに、ぜひ一日も早く到達してほしいなということで、意見として申し上げておきたいと思えます。

○議長（大越 彰君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大越 彰君)

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大越 彰君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「公立岩瀬病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大越 彰君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大越 彰君)

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第3号「公立岩瀬病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大越 彰君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、小林徳清議員。

○7番（小林徳清君）

検診検査料のところで、旧のほうは「女性」とか「男性」というふうな文言は入っていなかったんですが、今回入ったのは何でなんでしょうか。

それと、(5)、(6)番の、旧のほうで2万1,600円が今回2万3,760円、先ほどの説明の中に、ほかも上げたから上げたというふうな説明がありましたが、ほかも上げたから上げるというのは、ちょっと納得いかないんですが、その辺、ちょっとご説明いただきたいと思います。

あと、(9)、(10)、(11)を今回新たに加えられましたが、これは先ほど説明ありましたが、もうちょっとご説明していただきたいと思います。

○議長（大越 彰君）

ただいまの7番、小林徳清議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（塩田 卓君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、文言等、整理のほうから入りまして、実は旧のほうの表現が、6番の検診検査料につきまして、(1)、(2)という表現が続く形になっておりまして、これはうちのほうの間違いであったということもありまして、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)というふうに直させていただきました。

あわせて、実際にやっております検査につきましては、「2種」となっております旧の(1)になりますが、こちらにつきましては女性が対象となっております2種の検査になっておりまして、「4種」のところは男性の方が対象となるもので、最後の「5種」につきましてはまた女性が対象となるものということで、実は、2種、4種、5種で、性別に分かれておる検査になっております。

これをわかりやすく表現するために、新のほうでは、(1)、(2)、(3)、

(4)、(5)、(6)というふうな分け方をさせていただきますと、2種が「女性2種」と。先ほど申しました4種の男性だったところが、今回、判定する会社側のほうで新たな種目がふえたということがありまして、4種で行っていたものが5種になりまして、あと5種で行っていたものが6種になったということがございまして、がんの種類がふえたということもあって価格のほうが変わったということにもなってございます。

現在、男性のほうの5種ということでやらせていただいております内容につきましては、まず胃がん、肺がん、大腸がん、膵臓がんと前立腺がんが5つの種類となっております。女性の6種につきましては、胃がんから肺がん、大腸がん、膵臓がんまでは同じものになりますが、乳がんと子宮・卵巣がんが加わりまして6種ということで数が変わっております。男性と女性、どちらかをということではできないものですから、男性も女性も同じ金額で設定をさせていただいたということになっております。

あと、最後のところになりますが、(9) AGE検査、(10) 体組成検査と(11) COLOGIC検査という表現になりますが、内容につきましては、(9)のところ、いわゆる若さ度チェックというような言い方になっておりますが、細かく言いますと、終末糖化産物というものが体の中にどの程度含まれているかということを見まして、いわゆる体の加齢度みたいなものをはかれるものだということをおっしゃっておりまして、実年齢が例えば50歳の方が、この検査をしまして37歳というふうに出ると若い、体の中の不要物といいますか、糖のいわゆる産物が少なく、よろしいといいますか、健康が維持されておりますねということが評価できるんですけれども、逆に年齢以上になっている方につきましては、これからの生活を改善していきましょうというようなことを考えさせていただくような内容になっております。

(10)につきましては、体組成計という形になりますので、お載りいただきまして、インピーダンス法という生体に電気を通すような形で体組成の中身をチェックいたしまして、それが成績表となってあらわれまして、またやはりそれも、このような生活をすればということでのアドバイスを差し上げるような中身になっております。

あと、(11)のCOLOGIC検査というものにつきましては、採血をしてい

ただいて、血清でできる大腸がんのリスクを検査するものとなっております、いわゆる注腸といいます大腸がんのほうの撮影する検査、これは当院で取り組んでおります3Dの320列のCT等で行う検査ではなくて、採血をすることによって大腸がんのリスクがはかれるものとなっております、そういったものを今回導入するという形で提案させていただいております。

なお、価格帯の設定につきましては、県内あるいは県外のほうで同じ検査を行っております公的な機関、あるいは私立の病院さんのほうを幾つかこちらから照会をさせていただきまして、その上で、先ほど事務長がおっしゃったように、市場価格の中で中庸のところを目指しまして、このような金額で設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（大越 彰君）

いいですか。

○7番（小林徳清君）

よくは理解できないところもありましたが。

○議長（大越 彰君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、鈴木正勝議員。

○4番（鈴木正勝君）

それでは、議案第5号、この中で、第1条の平成28年度予算編成の基本方針についてお聞きいたします。

冒頭、企業長のほうから、28年度末で中長期計画、5カ年計画が一応終了するというので、4月13日に評価委員会を開いてということ、引き続き、その後の新たな平成29年度からの新改革プランの策定に向けて動き出すということなんですが、具体的には、この評価委員会も含めて、いろんな議論も踏まえて策定に入るかと思うんですが、今さまざまなきめ細かいニーズがございますので、その辺の調査も踏まえた形での新改革プラン策定に持っていくのかと。また、具体的にその計画期間というのは、5カ年でやるのか、10年でやるのか、その辺についてお聞きいたします。

2点目なんですが、冒頭、企業長のほうからお話は出ていますが、地域包括ケア病棟なんですが、これは具体的にもう少し、中身的がどういう形で実施されるのか。平成28年度中に導入したいということ、非常に大事な部分で、取り組みについては高く評価しているんですが、訪問関係が中心になるのか、その辺も含めまして、お聞きしたいと思います。

それから3点目に、地域包括ケアシステムの中におきまして、地域包括センター関係、平成28年度予算では、確かに中央包括で人員増していった、充実した形での体制をとられるのかなと思うんですが、その辺の内容につきましてお聞きいたします。

○議長（大越 彰君）

ただいまの4番、鈴木正勝議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

企業長。

○企業長（伊東幸雄君）

それでは、私のほうからは、新たな改革プランについて申し上げます。実は、今の計画はこの企業団が独自につくっている計画なんです、次期計画は、総務省の自治財政局長通知というものが出まして、ある意味、全国一律にガイドラインがしめされているところです。計画期間は平成28年4月1日から始めるか、平成29年4月1日から始めるか、終わりは平成32年度末なんですね、でございますので、私のほうでは4年計画になると考えております。

それで、今回は、今現在の改革プランでは、経営の効率化、あるいは再編・ネットワーク、経営形態というようなことが提示されまして、経営形態でいえば、企業団になりましたが、そのほかに今回は、まさしく今、県がつくっている「地域医療構想」というものがあって、医療圏ごとの必要病床数の機能別割り振りを県がある程度大枠をつくるんですが、この構想との整合性を図りなさいということになります。後で説明があるかと思いますが、次期計画のメインは、やっぱり地域包括ケアシステムをどう入れ込むかなんです。あと、独自のものとしては産科婦人科の立ち上げがありますから、そういう新規事業をどう展開するかということですけども、国が求めているのは地域包括ケアシステムをどう入れていくか、あと、地域の病床機能をどういうふうに各病院で割り振っていくのかということですから、当然、これから秋ぐらいまでには、行政機関とか医師会とか、あと関係機関のご意見も聞きながら、我々として案を固めて、それを評価委員会の中で、ある程度第三者の意見ということでお聞きしながら進めていく。また、議会のほうには、一応9月あたりから協議をしていきたいというふうに思っています、最終的には年内ぐらいに新しい計画の大枠をつくって、年が明けて29年早々にはパブリックコメントを行い、なるべくいろんな意見が集まって、そういう多様なニーズが出てくることは大変いいことですので、そういうことを計画しながら、また議会、そして評価委員会のご意見をいただいて、新しい計画につなげていきたいと思っております。

いずれにしても、包括ケアシステムが次期計画の大きなテーマになるだろうというふうに思って、今計画をしたいと思っております。

○議長（大越 彰君）

病院長。

○院長（三浦純一君）

それでは、私のほうから、地域包括ケア病棟のことについてお話し申し上げます。

もともと私たちの病院は5つの病棟があって、その全てが7対1の基準看護ということで、何対1とかというのは看護師さんの数によるんですけれども、例えば、私たちの病院で7対1から10対1に看護師さんの数を落としていくとすると、年間1億円ぐらいの減収になるんですね。それで、例えば外科なんかは今かなりの手術をやっているんで、十分なケアができない可能性があるというので、7対1を目指していたんですけれども、28年度の診療報酬改定で、医療の質をもっと高めろというような要請というか基準の改革がありまして、それでいくと私たちの病院、7対1を全て満たすというのはなかなか難しく、地域包括ケア病棟を入れて、ほかの4つの病棟を7対1の急性期にすることで運用ができるということがわかりました。もともと地域包括ケア病棟を入れようという構想がありましたので、10月ぐらいをめどに入れようと今考えています。

地域包括ケア病棟の目玉というのは、60日間入院させることができるんですね。急性期の7対1ですと、大体14日間で帰さなくちゃいけないということがあるんですけれども、地域のニーズというのは、なかなか自宅、在宅での家族の介護の状況を見ますと、やはり今も既に60日以上入院している方もたくさんいて、39名、40名近くは長期入院の患者さんがいるんですね。それはどこの病院も同じで、ほかの病院でもそういうことは起こっています。

それで、地域包括ケア病棟の60日だけではなくて、例えば外科の手術が終わった後にゆっくりと治療ができるとか、整形外科の手術が終わった後にゆっくりできる。あとは、脳外科とかなんかで、私たちのないところを南東北病院にお願いしたのが、急性期が過ぎて、その後、地元に戻ってきて療養できるという意味で、住民の方へのサービスにはつながっていくだろうと考えています。

それから、地域包括ケアそのものを実践していくときには、どうしても在宅とか、あと老健施設とかから、いかに急性期の病院が患者さんを常時引き受ける体制にあるかどうかというのが課題になってくるんですけれども、それも包括ケア病棟を入れることによって、それが解決されるだろうというふうに考えています。

それで、医師会のほうはもう大賛成で、医師会長さんと副会長さんには外部委員に加わっていただいて、運用するまでには何回かおいでいただいて意見をいただきながら、開設するように準備しております。

あともう一点、地域包括支援センターとか、中央もあるんですけども、うちらは西部なんですけれども、人口2万人に対して1つの地域包括支援センターがございいますが、それも含めて、ちょうど私たちの敷地の中に訪問看護と居宅介護支援と、あと地域包括支援センターがあるということを利用して、一緒にやっっていこうと。

訪問看護のほうも、実は今は5人体制なんですけれども、7人体制ぐらいにして、少しグレードアップして加算点数を取れるような、経営と一緒に考えて拡充していこうと今考えているところです。

以上です。

○議長（大越 彰君）

よろしいでしょうか。

○4番（鈴木正勝君）

了解。

○議長（大越 彰君）

ほかにございませんか。

6番、大倉雅志議員。

○6番（大倉雅志君）

今の地域包括ケアシステムの問題なんですけれども、いろんなところに聞くと、どうしても自治体のほうが中心になっているという印象が、私はずっと今まであったんですけれども、今の話ですと、確かに須賀川の場合は、自治体はもう一つというふうな印象が少しありますけれども、そういう意味では、今のお話で、より具体的でよろしいかなというふうには思うんですけれども、どちらかということ、地域包括ケアシステムの在宅にウエートを置いて、そのためにどうするかというふうには、この新しい包括ケアシステムがつけられようとしていたというふうには私は理解していたんですよ。

でも、今のお話だと、もちろんそういうところもあるでしょうけれども、どちらかということ、病院のほうでもある程度カバーしてくれるような体制を整えましようというふうにも聞こえるんですけれども、このウエートの置き方と関連性というのは、どういうふうに整理をしたらいいのかということと、自治体との関係はどのように考えていらっしゃるのかということをちょっとお伺いしたいということ。

あともう一つは、先ほど7対1をやめたのでは赤字にもなってしまうというふうなお話がありましたね。単純に言いますと、病棟そっくり7対1から、包括ケアみたいに移すというふうなことで、そう簡単に採算がとれるのかなど。その辺を少し、簡単な説明で結構ですので、その辺の見通しというのをどういうふうに考えられたのか、少しお聞かせいただければと思います。

○議長（大越 彰君）

6番、大倉雅志議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

病院長。

○院長（三浦純一君）

地域包括ケアシステムというのは、やはり在宅とか、老人ホームといますか、老健施設にいかにかっていかということなんです、そこで具合が悪くなったときに、じゃ誰が診るかという、どうしても病院になっちゃうんですね。

今、在宅をされている医師会の先生方は平均年齢が61歳、最高齢が82歳なんです。もしかすると、その人たちが高齢者になっていくということで、実は急性期の病院で地域包括ケア病棟というのを持って、いつでもぐあいが悪くときには必ず……。

私、1年間、総合診療科をやったことは、施設とか在宅から早く受け入れれば受け入れるほど早く帰せるんですね。ゆっくりになっちゃうと、もうがっつりぐあい悪くなってから来ると、もう退院できなかったり、在宅に持っていけないということがありまして、医師会の要望も、地域包括ケア病棟みたいなのがあって、ぽんと入れて、あと、在宅で私たち診ますから、いよいよのときに診てくださいということなんです。

それから、在宅での看取りは、私たちの訪問看護が58%です。大体は20%が在宅で、病院で亡くなるのは80%と言われているんですけども、うちの訪問看護、頑張って、今58%まで在宅死というので看取っているんですね。ですから、そういったことも含めて、なるべく在宅でやるのには、いよいよのときとか、もしものときに病院に入院できるという安心が必要なんです。そのために私たちはくろうと思っています。

それと、財政的な面なんですけれども、急性期のままでずっと診ていくと、実は3万円を割ってくるんですね、1日の診療単価は。けれども、地域包括ケア病棟

は、60日間は最大で3万800円ずっと取れるんですよ。そうすると、今の人数でシミュレーションすると、6,000万円か8,000万円ぐらいの増収が見込めるということで、むしろそういったものを入れたほうが財政的にはいいだろうと。そのほかの病棟は7対1でやる。

外科が、福島医大の外科系の中で36施設あるんですけども、その中の第3位なんです、手術数が。いわきの労災病院と、あと南東北、その次が私たちなんです。ということもありまして、やっぱり7対1のところを残して、手術とかなんか診療単価の高いところをやりたいなというのと、シミュレーションで、やっぱり最大で8,000万円ぐらいのプラスになるのであれば、そちらに移行していこうということを考えています。

以上です。

○議長（大越 彰君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「平成28年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大越 彰君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資本金の額の

減少について」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大越 彰君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大越 彰君)

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「平成27年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資本金の額の減少について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大越 彰君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成28年3月公立岩瀬病院企業団定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

しばらくそのままお待ちください。

議会終了後ですが、この際、少々お時間をいただきまして、その他として、当局及び議員の皆様方からご意見があればお伺いをしたいと思います。

まず、当局側から何かございませんか。

(「よろしいです」の声あり)

○議長(大越 彰君)

それでは、議員の皆さんから何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長（大越 彰君）

それでは、なければ、これにて終了とさせていただきます。

ご苦労さまでした。

平成28年3月29日 午後3時20分 閉会